

住所の変更などをされる方へ

# 異動の届け出をお忘れなく!



3月は、就職や転勤、入学などで引越しをされる方が多い時期になります。住所の変更をされる方や世帯の内容に変更が生じる方は、住民票の異動の届け出が必要となります。

住民票は住んでいるところを証明し、保険・年金・医療などの行政サービスの基礎となる大切なものです。

## ●本人確認書類を

お持ちください

第三者による虚偽の届け出を防止するため、本人確認を行っています。

届け出に來られる方は、次の本人確認書類をお持ちください。

## 届け出の種類

種類	届け出の期間
転入届	新たに町内に住所を定めたとき 前住所地の市区町村長が発行した転出証明書をお持ちのうえ、住所を定めた日から14日以内に届け出をしてください。
転出届	町外へ住所を移すとき 転出する日の14日前から転出するまでに届け出をしてください。
転居届	町内で住所を移したとき 住所を移した日から14日以内に届け出をしてください。
世帯変更届	世帯主の変更、世帯の合併、世帯の分離 世帯に変更があった日から14日以内に届け出をしてください。

## 1点の提示で足りるもの

運転免許証、パスポート、写真付き住民基本台帳カード、身体障害者手帳、療育手帳、国または地方公共団体が発行した写真付き身分証など

## 2点以上の提示が必要なもの

健康保険被保険者証、介護保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、各種医療受給者証、年金手帳、年金証書など

## ●代理による届け出は委任状が必要です

代理の方が届け出に來られる場合は、依頼を受けたことを確認するための委任状が必要です。

## ●その他

届け出に來られる方の印鑑をお持ちください。

外国人の方は、在留カードまたは特別永住者証明書を、住民基本台帳カードの交付を受けている方は、住民基本台帳カードをお持ちください。

住民票の異動に伴い、保険・年金・医療などの手続きが必要となる場合もあります。手続きの内容により必要な書類などが異なりますので、あらかじめお確かめのうえお越しください。

住所の異動をされる方は、円滑な町内会業務の運営のため、各総代にもお伝えいただけますようご協力をお願いします。

## 問合せ先 役場 住民課

内線 173・174

# 広域 イベント 情報



名称	とき	ところ	料金	問合せ先
みんなであそぼう ～木もくタワー～	3月2日(土)～10日(日) ※月曜日を除く平日も開催 受付:午前10時30分～午後3時	海南こどもの国 会場:多目的ホール	無料	海南こどもの国 0567(52)1515
みんなであそぼう ～ボール～	3月17日(日) 受付:午前10時30分～午後3時	海南こどもの国 会場:多目的広場	無料	海南こどもの国 0567(52)1515

※開催時間、休館日、事業の詳細な内容は、問合せ先でお尋ねください。